

別表 「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表

改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

様式土3-1 ① (1500万円以上)		改正後				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)				
					2024/1/1 以降	(総括監督員)
審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法が一致している。</p> <p>○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づき「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p>○□5) 下請けの作業成果が元請けにより確認されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上)</p> <p>○□6) 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>○□7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 施工体制一般に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p>	<p>□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数( )/評価対象項目数( )</p>						
II. 配置技術者(現場代理人等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>○□1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>□2) 現場代理人が工事全体を把握している。</p> <p>○□3) 契約書第18条第1号～5号に基づき設計図書との照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>□4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。また段階確認及び監督員から指示された施工状況把握について、監督員の立会、依頼が適時、的確に行われている。</p> <p>【主任(監理)技術者を評価する項目】</p> <p>○□5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>○□6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>○□7) <u>施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)を抽出し、施工計画書に記載された取組への対応を図っている。(理由: )</u></p> <p>○□8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。</p> <p>○□9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由: )</p> <p>○□10) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 配置技術者に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p>	<p>□ 配置技術者に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は追加項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数( )/評価対象項目数( ) ※理由で複数の評価対象項目を評価しない(同じ理由が他の細別でも評価できる場合は「いづれか」にする。)(例-7)と9)の理由より、II.配置技術者と、II.工程管理の理由など)</p>						

様式土3-1 ① (1500万円以上)		改正前				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)				
					2023/1/1 以降	(総括監督員)
審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法が一致している。</p> <p>○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づき「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p>○□5) 下請けの作業成果が元請けにより確認されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上)</p> <p>○□6) 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>○□7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 施工体制一般に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p>	<p>□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数( )/評価対象項目数( )</p>						
II. 配置技術者(現場代理人等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>○□1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>□2) 現場代理人が工事全体を把握している。</p> <p>○□3) 契約書第18条第1号～5号に基づき設計図書との照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>□4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。また段階確認及び監督員から指示された施工状況把握について、監督員の立会、依頼が適時、的確に行われている。</p> <p>【主任(監理)技術者を評価する項目】</p> <p>○□5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>○□6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>○□7) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。(理由: )</p> <p>○□8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。</p> <p>○□9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由: )</p> <p>○□10) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 配置技術者に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p>	<p>□ 配置技術者に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は追加項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数( )/評価対象項目数( )</p>						

改正後		工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)				
様式土3-1 ② (1500万円以上)		2024/1/1 以降 (総括監督員)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。						
審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>○□2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。</p> <p>○□3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議している。</p> <p>□4) 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</p> <p>○□5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。</p> <p>□6) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□7) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□8) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。</p> <p>○□9) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。</p> <p>○□10) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 施工管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 施工管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p>○□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由: )</p> <p>○□3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>□4) 工程に与える要因を的確に把握し、それを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由: )</p> <p>○□5) <u>工事の進捗を早めるための取り組みが着手前に具体的に計画され、施工計画書、計画工程に基づき施工され、成果が認められる。</u>(理由: )</p> <p>□6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p>○□7) <u>隣接もしくは関連する他の工事などと円滑に調整を行い、工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</u></p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 工程管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 工程管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p>

①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。  
②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。  
③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )

①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。  
②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。  
③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )  
※同じ理由で複数の評価対象項目を評価しない(同じ理由が他の細別でも評価できる場合は、いずれかとする。)(例:2)と5)の理由で1、11配置技術者等2、11工程管理の理由など)

改正前		工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)				
様式土3-1 ② (1500万円以上)		2023/1/1 以降 (総括監督員)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。						
審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>○□2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。</p> <p>○□3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議している。</p> <p>□4) 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</p> <p>○□5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。</p> <p>□6) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□7) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□8) 現場条件の変化への対応が適切になされている。(理由: )</p> <p>○□9) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。</p> <p>○□10) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。</p> <p>○□11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。</p> <p>○□12) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 施工管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 施工管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p>○□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由: )</p> <p>○□3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>□4) 工程に与える要因を的確に把握し、それを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由: )</p> <p>○□5) <u>工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。</u>(理由: )</p> <p>□6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p>○□7) <u>隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</u></p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 工程管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 工程管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p>

①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。  
②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。  
③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )

①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。  
②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。  
③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )

様式土3-1 ③ (1500万円以上)		改正後				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)				
					2024/1/1 以降 (総括監督員)	
審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□3) 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□4) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□6) 過積載防止の取り組みが日常的に行われ、積載重量の確認や管理が適切である。(理由: )</p> <p>○□7) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□8) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>○□10) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□1)の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□2)印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○□3)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	<p>□安全対策に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p> <p>※過積載を防止するための日常的な管理の例(参考)            ・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理している。            ・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にタンク自重(積み込み回数等)を管理している。            ・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。</p>			
	IV. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。(理由: )</p> <p>○□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。(理由: )</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより定期的に地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。(理由: )</p> <p>○□7) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□1)の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□2)印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○□3)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>※対外関係とは受注者・発注者以外との関係のことである。</p>	<p>□対外関係に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>			

様式土3-1 ③ (1500万円以上)		改正前				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)				
					2023/1/1 以降 (総括監督員)	
審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□3) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□5) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□6) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□7) 過積載防止の取り組みが日常的に行われ、積載重量の確認や管理が適切である。(理由: )</p> <p>○□8) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□9) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□10) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>○□11) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向け、各種法令を遵守するとともに、リスクアセスメント等により未然の災害防止が日常的になされ、現場への反映や記録、確認状況が適切である。(理由: )</p> <p>○□12) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□1)の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□2)印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○□3)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	<p>□安全対策に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p> <p>※過積載を防止するための日常的な管理の例(参考)            ・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理している。            ・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にタンク自重(積み込み回数等)を管理している。            ・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。</p>			
	IV. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。(理由: )</p> <p>○□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。(理由: )</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。</p> <p>○□7) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより定期的に地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。(理由: )</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□1)の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□2)印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○□3)削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>※対外関係とは受注者・発注者以外との関係のことである。</p>	<p>□対外関係に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>			

		改正後				
様式土3-2 ① (1500万円未満)		工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		2024/1/1 以降 (総括監督員)				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法が一致している。</p> <p>○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p>○□5) 緊急指示、受注者の責めによらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>○□6) その他(理由: )</p> <p>●判断基準                      評価値が90%以上.....a                      評価値が80%以上90%未満.....b                      評価値が80%未満.....c</p>	<p>□ 施工体制一般に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                      ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			
II. 配置技術者(現場代理人・主任技術者等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 現場代理人が下請けの施工体制を含め工事全体を把握している。</p> <p>□2) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>□3) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>□4) <u>着手前に施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)を抽出し、施工計画書に記載された取組への対応を図っている。(理由: )</u></p> <p>○□5) 主任技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由: )</p> <p>○□6) その他(理由: )</p> <p>●判断基準                      評価値が90%以上.....a                      評価値が80%以上90%未満.....b                      評価値が80%未満.....c</p>	<p>□ 配置技術者に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                      ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。                      ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ※同じ理由で複数の評価対象項目を評価しない(同じ理由が他の細別でも評価できる場合は「いずれかとする。)(例:1. 且配置技術者と2. 且工程管理の理由など)</p>			

		改正前				
様式土3-2 ① (1500万円未満)		工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		2023/1/1 以降 (総括監督員)				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法が一致している。</p> <p>○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p>○□5) 緊急指示、受注者の責めによらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>○□6) その他(理由: )</p> <p>●判断基準                      評価値が90%以上.....a                      評価値が80%以上90%未満.....b                      評価値が80%未満.....c</p>	<p>□ 施工体制一般に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                      ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			
II. 配置技術者(現場代理人・主任技術者等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 現場代理人が下請けの施工体制を含め工事全体を把握している。</p> <p>□2) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>□3) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>□4) <u>施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。(理由: )</u></p> <p>○□5) 主任技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由: )</p> <p>○□6) その他(理由: )</p> <p>●判断基準                      評価値が90%以上.....a                      評価値が80%以上90%未満.....b                      評価値が80%未満.....c</p>	<p>□ 配置技術者に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                      ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。                      ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			

		改正後				
様式土3-2 ② (1500万円未満)		工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		2024/1/1 以降 (検査員: I 施工管理)、(総括監督員: II 工程管理)				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	◎	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が対象工程の着手前に提出され、所定の項目、内容が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。</p> <p>□2) <u>施工計画書に土木工事施工管理基準に示した基準を上回る自社の施工管理基準を設定し、管理していることが確認できる。</u>(理由: )</p> <p>□3) <u>段階確認、施工状況把握が適期に行われ、記録整理されていることがわかる。</u>また監督員から指示された施工状況把握について、監督員の立会、依頼が適時、的確に行われている。</p> <p>○□4) <u>建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。</u></p> <p>○□5) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(工事完成図、写真管理含む)</p> <p>○□6) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>□7) 現場内での整理整頓が定期的に行われている。</p> <p>□8) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。</p> <p>○□9) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 施工管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 施工管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
		<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
◎	◎	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p>□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由: )</p> <p>○□3) 時間制限等の工程に関する各種契約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>○□4) 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由: )</p> <p>○□5) <u>関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</u></p> <p>○□6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p>○□7) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 工程管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 工程管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p>
		<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	

		改正前				
様式土3-2 ② (1500万円未満)		工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		2023/1/1 以降 (検査員: I 施工管理)、(総括監督員: II 工程管理)				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	◎	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が対象工程の着手前に提出され、所定の項目、内容が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。</p> <p>□2) <u>土木工事施工管理基準に示した基準を上回る自社の施工管理基準を設定し、管理していることが確認できる。</u>(理由: )</p> <p>□3) <u>段階確認、協議・調整等が適期に行われ、書類が作成されている。</u>また監督員から指示された施工状況把握について、監督員の立会、依頼が適時、的確に行われている。</p> <p>○□4) <u>建設副産物が適切に処理されている。</u></p> <p>○□5) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□6) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>□7) 現場内での整理整頓が定期的に行われている。</p> <p>□8) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。</p> <p>○□9) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 施工管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 施工管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>
		<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
◎	◎	<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p>□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由: )</p> <p>○□3) 時間制限等の工程に関する各種契約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>○□4) 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由: )</p> <p>○□5) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p>○□6) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p>			<p>□ 工程管理に関して、監督員が改善指示書を出した。</p>	<p>□ 工程管理に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p>
		<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	

		改正後				
様式土3-2 ③ (1500万円未満)		工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		2024/1/1 以降 (総括監督員)				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回以上/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□3) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□6) 過積載防止の取り組みが日常的に行われ、積載重量の確認や管理が適切である。(理由: )</p> <p>○□7) 仮設工の設置が法令等の諸基準を遵守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□8) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>○□10) その他(理由: )</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□10) 印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	<p>□安全対策に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p> <p>※過積載を防止するための日常的な管理の例(参考)</p> <p>・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理している。</p> <p>・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にダンプ自重(積み込み回数等)を管理している。</p> <p>・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。</p>			
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。(理由: )</p> <p>○□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。(理由: )</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) その他(理由: )</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□6) 印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>※対外関係とは受注者・発注者以外との関係のことである。</p>	<p>□対外関係に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>			

		改正前				
様式土3-2 ③ (1500万円未満)		工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)				
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。		2023/1/1 以降 (総括監督員)				
考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回以上/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□3) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□6) 過積載防止の取り組みが日常的に行われ、積載重量の確認や管理が適切である。(理由: )</p> <p>○□7) 仮設工の設置が法令等の諸基準を遵守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□8) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>○□10) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向け、各種法令を遵守するとともに、リスクアセスメント等により未然の災害防止が日常的になされ、現場への反映や記録、確認状況が適切である。(理由: )</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□10) 印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	<p>□安全対策に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p> <p>※過積載を防止するための日常的な管理の例(参考)</p> <p>・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理している。</p> <p>・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にダンプ自重(積み込み回数等)を管理している。</p> <p>・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。</p>			
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。(理由: )</p> <p>○□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。(理由: )</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p>○□7) その他(理由: )</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>	<p>○□7) 印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>○□印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>○削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>※対外関係とは受注者・発注者以外との関係のことである。</p>	<p>□対外関係に関して、監督員が改善指示書を出した。</p> <p>□対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>			

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表

改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

様式土3-5(2)		改正後					2024/1/1 以降		(検査員)	
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1) 雨水等による滞水、流入が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3) 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 4) 締固めを適切な条件(巻き出し厚、含水比、転圧機械)で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5) 芝付け及び種子吹付が設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6) 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7) 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 8) 盛土材料試験(土の締固め試験(CBR試験))及び現場密度の測定等必要な試験を行っている。 <input type="checkbox"/> 9) <u>法面・平場が崩壊や浸食、爪痕などがなく適切に仕上げられている。</u> <input type="checkbox"/> 10) 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 11) 切土、盛土法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。 <input type="checkbox"/> 12) 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。 <input type="checkbox"/> 13) その他  ●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。) <input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はない。	

様式土3-5(2)		改正前					2023/1/1 以降		(検査員)	
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1) 雨水等による滞水、流入が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3) 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 4) 締固めを適切な条件(巻き出し厚、含水比、転圧機械)で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5) 芝付け及び種子吹付が設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6) 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7) 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 8) 盛土材料試験(土の締固め試験(CBR試験))及び現場密度の測定等必要な試験を行っている。 <input type="checkbox"/> 9) <u>切土、盛土法面に有害な亀裂がない。</u> <input type="checkbox"/> 10) 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 11) 切土、盛土法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。 <input type="checkbox"/> 12) 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。 <input type="checkbox"/> 13) その他  ●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。) <input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はない。	

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表

改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

様式土3-5(8)		改正後					2024/1/1 以降		(検査員)
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.1)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		●評価対象項目 【共通】 <input type="checkbox"/> 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 使用する材料の種類、品質等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 3) 工事実施にあたり、湧水処理、配合決定等について、監督員の事前の承認を受けて適正に施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☆ <input checked="" type="checkbox"/> 5) <u>金網(ネット等)が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、法面の巻き方、破損・めくれ等)されていることが確認できる。</u>							
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 <input type="checkbox"/> 6) <u>土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。</u> <input type="checkbox"/> 7) 吹付け厚さに応じて単層、複層の施工が行われ、均等に地山に吹き付けられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8) 吹付け材が均一に発芽しているのが確認できる。							
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 <input type="checkbox"/> 9) 設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施され、吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 10) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 11) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12) 水抜きパイプが適切に配置されている。 <input type="checkbox"/> 13) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 14) <u>コンクリート構造物に有害なクラックがない。</u> ※様式土3-9を参照							
		【法特工関係】 ☆ <input type="checkbox"/> 15) 設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 16) アンカー及び鉄筋等が現場において適正に保管され、設計図書どりの長さ、位置、間隔で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 17) 層間には「縫がないこと」や桁が地山に密着していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 18) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 19) コアーが現場で採取され、圧縮強度試験結果が適切に整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 20) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 21) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 22) <u>コンクリート構造物に有害なクラックがない。</u> ※様式土3-9を参照							
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c							
							①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当該工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(8)		改正前					2023/1/1 以降		(検査員)
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.1)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		●評価対象項目 【共通】 <input type="checkbox"/> 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 使用する材料の種類、品質等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 3) 工事実施にあたり、湧水処理、配合決定等について、監督員の事前の承認を受けて適正に施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。							
		<input type="checkbox"/> 5) 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☆ <input type="checkbox"/> 6) <u>ネット(金網等)が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、法面の巻き方、破損・めくれ等)されていることが確認できる。</u> <input type="checkbox"/> 7) 吹付け厚さに応じて単層、複層の施工が行われ、均等に地山に吹き付けられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8) 吹付け材が均一に発芽しているのが確認できる。							
		<input type="checkbox"/> 9) 設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施され、吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 10) <u>金網が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、地山からの離隔、法面の巻き方等)されていることが確認できる。</u> <input type="checkbox"/> 11) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 13) 水抜きパイプが適切に配置されている。 <input type="checkbox"/> 14) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 15) <u>コンクリート構造物に有害なクラックがない。</u> ※様式土3-9を参照							
		<input type="checkbox"/> 16) 設計図書の仕様を満足する配合設計(練混ぜ水の品質含む)が行われ、その結果に基づき実施されていることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 17) アンカー及び鉄筋等が現場において適正に保管され、設計図書どりの長さ、位置、間隔で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 18) 層間には「縫がないこと」や桁が地山に密着していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 19) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 20) コアーが現場で採取され、圧縮強度試験結果が適切に整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 21) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 22) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 23) <u>金網が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、法面の巻き方等)されていることが確認できる。</u> <input type="checkbox"/> 24) <u>コンクリート構造物に有害なクラックがない。</u> ※様式土3-9を参照							
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c							
							①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当該工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(9)		改正後					2024/1/1 以降		(検査員)
記入方法	該当する項目の□にレマークを記入する。	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.2)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		<b>●評価対象項目</b> <b>[岩石防止網・ワイヤロープ施工関係]</b> <input type="checkbox"/> 23) 岩盤用アンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 24) 岩盤への削孔深、削孔径が規定値を満たし、固定が確認できる。 <input type="checkbox"/> 25) 注入剤(セメントミルク等)の充填状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 26) 金網の重ね幅が確保されている。 <input type="checkbox"/> 27) 岩盤用アンカーボルト及び羽根付アンカーの打ち込み角度が確認できる。 <input type="checkbox"/> 28) 部材の組立、連結が適切に施工されていることが、点検記録等により確認できる。  <b>[岩石防護柵・雪崩予防柵施工関係]</b> <input type="checkbox"/> 29) 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 30) 部材の組立、連結が適切に施工され、またワイヤロープにゆるみがないこと等が、点検記録等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 31) 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 32) 基礎部の施工が適正であることが確認できる。  <b>[グラウンドアンカー工・鉄筋挿入工関係]</b> <input type="checkbox"/> 33) アンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 34) アンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 35) アンカー部材が適切に組み立てられ、設計図書どおりの長さ、位置で挿入していることが、点検記録等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 36) グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないこと、また注入したグラウトと同等の性状のものが孔口から排出されるまで、中断せずに連続して作業していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 37) アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおりに実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 38) 支圧版が適切に設置されていることが確認できる。					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		<b>●判断基準</b> 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(9)		改正前					2023/1/1 以降		(検査員)
記入方法	該当する項目の□にレマークを記入する。	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.2)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		<b>●評価対象項目</b> <b>[岩石防止網・ワイヤロープ施工関係]</b> <input type="checkbox"/> 23) 岩盤用アンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 24) 岩盤への削孔深、削孔径が規定値を満たし、固定が確認できる。 <input type="checkbox"/> 25) 注入剤(セメントミルク等)の充填状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 26) 金網の重ね幅が確保されている。 <input type="checkbox"/> 27) 岩盤用アンカーボルト及び羽根付アンカーの打ち込み角度が確認できる。 <input type="checkbox"/> 28) 部材の組立、連結が適切に施工されていることが、点検記録等により確認できる。  <b>[岩石防護柵・雪崩予防柵施工関係]</b> <input type="checkbox"/> 29) 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 30) 部材の組立、連結が適切に施工され、またワイヤロープにゆるみがないこと等が、点検記録等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 31) 基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 32) 基礎部の施工が適正であることが確認できる。  <b>[グラウンドアンカー工・鉄筋挿入工関係]</b> <input type="checkbox"/> 33) アンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 34) アンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 35) アンカー部材が適切に組み立てられ、設計図書どおりの長さ、位置で挿入していることが、点検記録等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 36) グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないこと、また注入したグラウトと同等の性状のものが孔口から排出されるまで、中断せずに連続して作業していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 37) アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおりに実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 38) 支圧版が適切に設置されていることが確認できる。					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		<b>●判断基準</b> 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(10)		改正後					2024/1/1 以降		(検査員)
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。								
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.3)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		●評価対象項目 <b>【連続繊維補強土工関係】</b> <input type="checkbox"/> 39) 築造勾配が適切で、厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 40) 連続繊維の混入量が管理され、適切な配合量であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 41) 砂質土の表面水の試験を行い、適切な配合量であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 42) 築造後の鉄ね返し砂の除去・清掃を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 43) 補強土の一面せん断試験を実施し、所定の強度が確認できる。 <input type="checkbox"/> 44) 築造量や繊維計量器のキャリブレーションが実施されている。 <input type="checkbox"/> 45) 表面排水材が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 46) アンカーを設計図書どおりの長さ、剛孔長、配置、頭部突出長で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 47) アンカーの剛孔終了後、スライムが除去されグラウトの充填状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 48) 保水、保肥材を設計図書どおりの密度で設置していることが確認できる。							
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c							
		【その他】 <input type="checkbox"/> 49) その他							
							①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(10)		改正前					2023/1/1 以降		(検査員)
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。								
審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.3)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		●評価対象項目 <b>【連続繊維補強土工関係】</b> <input type="checkbox"/> 41) 築造勾配が適切で、厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 42) 連続繊維の混入量が管理され、適切な配合量であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 43) 砂質土の表面水の試験を行い、適切な配合量であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 44) 築造後の鉄ね返し砂の除去・清掃を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 45) 補強土の一面せん断試験を実施し、所定の強度が確認できる。 <input type="checkbox"/> 46) 築造量や繊維計量器のキャリブレーションが実施されている。 <input type="checkbox"/> 47) 表面排水材が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 48) アンカーを設計図書どおりの長さ、剛孔長、配置、頭部突出長で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 49) アンカーの剛孔終了後、スライムが除去されグラウトの充填状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 50) 保水、保肥材を設計図書どおりの密度で設置していることが確認できる。							
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c							
		【その他】 <input type="checkbox"/> 51) その他							
							①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。		

様式土3-5(13)		改正後					2024/1/1 以降		(検査員)
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。		a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	二次製品構造物、小型構造物	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滲水等を排除して施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 盛土又は埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 4) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 5) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> 6) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行なわれているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 <input type="checkbox"/> 8) 製品の <del>外観検査</del> を実施しており、JIS製品以外の製品は品質規格証明書等の資料が整っている。 <input type="checkbox"/> 9) <u>設置後の</u> 製品に有害なひび割れ等の損傷がない。又は、損傷部を適切に補修している。 ☆ <input type="checkbox"/> 10) 製品のみみ合わせが適切に施工されている。また、組立製品の連結等の適切な施工が、点検記録等により確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 11) 緊張及びグラウト管理が適切に実施され、記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> 12) 縦目部の目地モルタルが適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 13) その他					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。

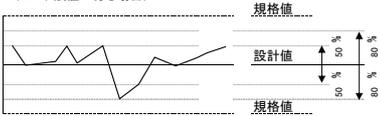
様式土3-5(13)		改正前					2023/1/1 以降		(検査員)
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。		a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	二次製品構造物、小型構造物	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
II. 品質		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滲水等を排除して施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 盛土又は埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 4) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 5) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> 6) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行なわれているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 <input type="checkbox"/> 8) 製品に有害なひび割れ等の損傷がない。又は、損傷部を適切に補修している。 <input type="checkbox"/> 9) 製品の <del>外観検査</del> を実施しており、JIS製品以外の製品は品質規格証明書等の資料が整っている。 ☆ <input type="checkbox"/> 10) 製品のみみ合わせが適切に施工されている。また、組立製品の連結等の適切な施工が、点検記録等により確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 11) 緊張及びグラウト管理が適切に実施され、記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> 12) 縦目部の目地モルタルが適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 13) その他					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………a' 評価値が70%以上80%未満……………b 評価値が60%以上70%未満……………b' 評価値が60%未満……………c					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)、「d」より上位の評価とすることができる。		<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。

様式土3-9 【記入方法及び留意事項】(土木工事関係)

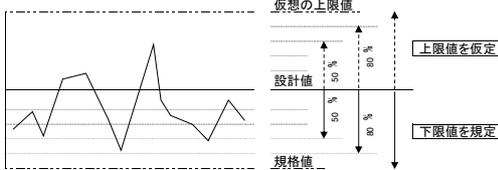
1. 出来形及び品質のばらつき考え方

◎〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)



(下限値のみの場合)



- 注 1. ばらつき判断は、上記図の上・下限値の50%、80%でa、b、cの判定をする。
- 2. 品質管理点数が少なく、ばらつき判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

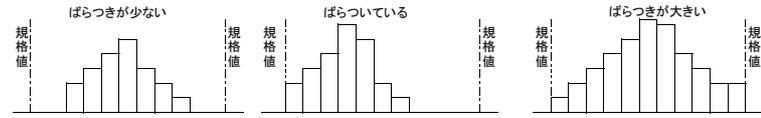
注 出来形のばらつき考え方

- 1. 上限値のない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
- 2. 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつき判定の母数に含めない。ただし、ばらつき判定のための全ての規格値が設計値以上となる場合はばらつきを50~80%とみなす。
- 3. 次の場合は、ばらつきを50~80%とみなす。
  - (1) 実測値を設計値とする場合(施工後の実測値を設計値に反映する場合)
  - (2) 根固のブロック・吹付砕等既製型枠を使用して施工する場合(厚さ、幅、高さ)
  - 4. 自社施工業務対象工事の舗装工事(オーバーレイ工含む)の平坦性(左右車線を延長で加重平均したもの)が1.2(規格値2.4の50%)を超える場合はa又はa'の評価はしない。
  - (出来ばえについては、左右の車線いずれかが1.2を超える場合は評価しない。)
  - 5. 現場塗装工におけるばらつき評価は、新設塗装及び塗替え塗装の素地調整程度1種、2種、3種C、4種の場合は、土木工事出来形管理基準の規格値b(測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上)の規定に注1の考え方をうけて評価する。

注 出来形のばらつき判定の仕方

- (例1) 吹付砕工・・・法長・延長は上記3(1)、幅・高さは上記3(2)、中心間隔は左記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。
- (例2) 切削工+オーバーレイ工・・・切削工の全測定項目とオーバーレイ工の幅・延長は上記3(1)、オーバーレイ工の厚さは上記1を適用して、工事全体のばらつきを算定する。

◎〔度数表または、ヒストグラムの場合〕(参考)



3. コンクリート構造物のクラックについて

- クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。
- (1) 有害なクラックについては、補修されている場合、「□」コンクリート構造物に有害なクラックがないの評価項目はチェックしない。補修されていない場合は、d以下の評価とする。
- (2) 有害なクラック以外には「○」コンクリート構造物に有害なクラックがないの評価項目はチェックする。
- (3) 検査の前までに調査がなされていない場合は指図書により調査を行い、調査結果に基づき評定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。有害なクラック以外には「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。
- (4) 出来ばえについて、適切な補修等がある場合は「クラックなし」とする。
  - \* 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、樋管、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。
  - なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。
  - 「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)

4. 運用表の記入方法

- (1) 各運用表の該当する項目の□にレマークを記入する。
- (2) 該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
- (3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

5. (1) 「Ⅲ 出来ばえ」で該当項目が減った場合の評定の考え方

		該当チェック項目数(個)							
		1	2	3	4	5	6	7	8
評定点	a	1	2	3	4	5	6	7	8
	b	1	1	2	2	3	4	4	4
	c	1	1	1	1	2	3	3	3
	d	無	無	無	無	1	2	2	2

(2) 積雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

- ・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳細に検査することが出来ないため、出来ばえは「C」と評定する。

6. 「品質」

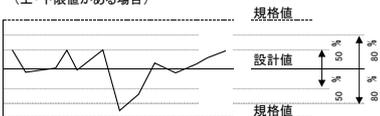
- (1) 品質の重要項目(☆印)とは、その工程において施工上の配慮を特に求める項目である。
- (2) 「河川浚渫工」等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方
  - ・評価対象項目が2項目以下の場合は、C評価とする。
  - ・品質管理項目がない場合C評価とする。

様式土3-9 【記入方法及び留意事項】(土木工事関係)

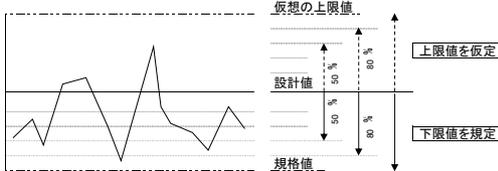
1. 出来形及び品質のばらつき考え方

◎〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)



(下限値のみの場合)



- 注 1. ばらつき判断は、上記図の上・下限値の50%、80%でa、b、cの判定をする。
- 2. 品質管理点数が少なく、ばらつき判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

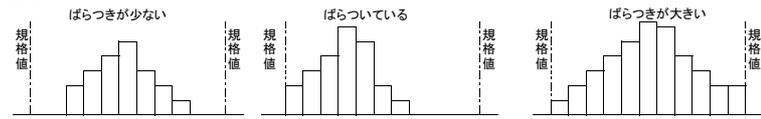
注 出来形のばらつき考え方

- 1. 上限値のない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
- 2. 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつき判定の母数に含めない。ただし、ばらつき判定のための全ての規格値が設計値以上となる場合はばらつきを50~80%とみなす。
- 3. 次の場合は、ばらつきを50~80%とみなす。
  - (1) 実測値を設計値とする場合(施工後の実測値を設計値に反映する場合)
  - (2) 根固のブロック・吹付砕等既製型枠を使用して施工する場合(厚さ、幅、高さ)
  - 4. 自社施工業務対象工事の舗装工事(オーバーレイ工含む)の平坦性(左右車線を延長で加重平均したもの)が1.2(規格値2.4の50%)を超える場合はa又はa'の評価はしない。
  - (出来ばえについては、左右の車線いずれかが1.2を超える場合は評価しない。)

注 出来形のばらつき判定の仕方

- (例1) 吹付砕工・・・法長・延長は上記3(1)、幅・高さは上記3(2)、中心間隔は左記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。
- (例2) 切削工+オーバーレイ工・・・切削工の全測定項目とオーバーレイ工の幅・延長は上記3(1)、オーバーレイ工の厚さは上記1を適用して、工事全体のばらつきを算定する。

◎〔度数表または、ヒストグラムの場合〕(参考)



3. コンクリート構造物のクラックについて

- クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。
- (1) 有害なクラックについては、補修されている場合、「□」コンクリート構造物に有害なクラックがないの評価項目はチェックしない。補修されていない場合は、d以下の評価とする。
- (2) 有害なクラック以外には「○」コンクリート構造物に有害なクラックがないの評価項目はチェックする。
- (3) 検査の前までに調査がなされていない場合は指図書により調査を行い、調査結果に基づき評定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。有害なクラック以外には「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。
- (4) 出来ばえについて、適切な補修等がある場合は「クラックなし」とする。
  - \* 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、樋管、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。
  - なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。
  - 「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)

4. 運用表の記入方法

- (1) 各運用表の該当する項目の□にレマークを記入する。
- (2) 該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
- (3) (2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

5. (1) 「Ⅲ 出来ばえ」で該当項目が減った場合の評定の考え方

		該当チェック項目数(個)							
		1	2	3	4	5	6	7	8
評定点	a	1	2	3	4	5	6	7	8
	b	1	1	2	2	3	4	4	4
	c	1	1	1	1	2	3	3	3
	d	無	無	無	無	1	2	2	2

(2) 積雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

- ・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳細に検査することが出来ないため、出来ばえは「C」と評定する。

6. 「品質」

- (1) 品質の重要項目(☆印)とは、その工程において施工上の配慮を特に求める項目である。
- (2) 「河川浚渫工」等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方
  - ・評価対象項目が2項目以下の場合は、C評価とする。
  - ・品質管理項目がない場合C評価とする。